

令和8年度 第2回久万高原町上下水道事業経営審議会 議事要旨

1. 日 時 令和8年8月28日（金） 午後1時～午後3時15分
2. 場 所 久万町民館 2階 議員控室
3. 出席者 委員10名（3名欠席）
事務局4名
4. 次 第
 - 1) 開会
 - 2) 会長あいさつ
 - 3) 議事
水道料金の改定幅と料金体系の見直し
質疑応答
 - 4) その他
今後の開催日程及び内容について
 - 5) 閉会

議 事 要 旨

テーマ①：前回の振り返りと料金改定額の算定

事務局説明

- 現状と課題（前回の振り返り）：人口減少による給水収益の減少、施設老朽化、物価や人件費の上昇により支出が増加。令和10年度以降は資金が減少し続け、令和13年度には資金不足となる試算である。
- 不足額：何も手を打たなければ、令和9年度～11年度の3年間平均で、年間約3,500万円
- 算定方針：3年間で財政均衡を図る算定期間を設定。

将来の施設更新に備える「資産維持費」は今回は原価に含めない。

営業外費用（非インボイス経費等）を原価に算入。

長期前受金戻入、他会計負担金、加入金を控除。

- 必要な給水収益：3年間平均で年間約1億4,055万円（現在のままでは年平均約3,491万円不足）

主な質疑応答・意見

- 委員より「資産維持費」について質問があり、事務局より「将来、施設を新しくするための費用」であり、日本水道協会の要領に基づき試算すると到底料金に含められない規模になるため、今回は除外したと回答。
- 委員より貸借対照表の「長期前受金収益化累計額」について質問があり、事務局より「過去に施設更新の際などに受け取った国庫補助金を、毎年少しずつ収益化してきた累計額であり、借金ではない」と回答。
- 会長および委員より、施設更新（管路の修繕や膜ろ過への切り替えなど）の費用が料金算定に含まれていないことへの確認があり、事務局より、日常的な漏水修繕などは入っているが、大規模更新や膜ろ過への移行などは一般会計負担を前提に切り離している旨が確認された。

【合意事項】

足元の3年間の収支均衡の達成を最低限の目標とし、年間約1億4,055万円（現行比約33%増収）の給水収益を確保する方針に全員合意。

テーマ②：料金改定の実施時期および手法

事務局説明

3年間で約1億474万円（現行比約33%の増収）の不足分を回収するための3パターンを提示。

- パターンA（一括値上げ）：令和9年4月に1度で約33%を値上げ。3年目（令和11年度）の料金水準が最も低く抑えられるが、1度の負担感が大きい。
- パターンB（2段階）：令和9年・10年の2回に分けて19%ずつ段階的に値上げ（現行比1.41倍）。急激な負担を和らげるが、トータルの値上げ幅がAより高くなり、繰り返しの値上げに不信感が生じる恐れ。
- パターンC（3段階）：令和9年・10年・11年の3回に分けて約15%ずつ値上げ（現行比1.52倍）。激変緩和にはなるが、最終的な値上げ率が最も高くなり、毎年発生する周知や事務の手続き負担が極めて大きい。

主な質疑応答・意見

一括改定（パターンA）を支持する意見

- 2段階・3段階にすると『また上がるのか』という反発が起きるのではないかと。一括で上げた場合、その代わり広報や住民説明会をきっちり徹底して行うべき。
- 『3年間は上がらない』と見通しが立つ方がいい。

段階的な改定を考慮する意見

- 3年後に再度同じ値上げの議論をする厳しさを考慮し、段階的に上げて少しでも様子見の余裕期間を持たせる選択肢も検討すべき。
- 他自治体の先行事例について質問があり、事務局より、近隣（砥部町35%、新居浜市32%、松前町35%など）でも多くの自治体が値上げに踏み切っており、2段階での値上げ（35%）を採用した事例があると回答。

その他提案

- 人口減少や物価変動などの事情に応じて改定するルールや、「3年後にも再度料金見直しの可能性があること」をあらかじめ広報しておくことで、住民の理解を得やすくするべき。

【合意事項】

段階的値上げは町民の毎年の不信感を招く懸念があること、また3回値上げのパターンCは「3年目に取りすぎ」の感があることからこれを除外し、「分かりやすく見通しが立ちやすいパターンA（一括）」を原則とする。ただし、段階的値上げの選択肢を完全に排除するのも性急であるため、「パターンB（2段階）」を選択肢として残し、次回に具体的な算定数値を見ながら最終議論を行うことで合意。

テーマ③：料金体系の見直し

1. 従量制と定額制の基本料金について

全体の約3割を占める定額制区域（管理組合委託）は、小規模・老朽化施設が多く維持管理委託料が割高なこと等から約2,226万円の赤字。一方、従量制区域は約782万円の黒字という経営構造の違いがある。ただし、簡易水道事業は町全体で1つの経営であるため、定額制区域のみを切り離して採算を取るべきではないとの町の方針を説明。

提示された改定案（基本料金）

- パターン①（同率値上げ案）：一律に約1.33倍（現行比）を乗じる。差がさらに開く問題がある。
- パターン②（基本料金同額化案）：これまでメーター使用料を除いた基本料金が1,100円と同額だった経緯に基づき、改定後の基本料金を同じ1,575円に揃える（定額制は475円増、従量制は360円増となる）。
- パターン③（同額値上げ案・審議の中で追加提案）：従量制と定額制の「上げ幅」を同額にし、不公平感を防ぐ考え方。

審議での主な意見：

- 定額制区域の住民は、水源地の出水後の清掃や、浄水場の「砂洗い」などの過酷な保守管理を、地域の自主的な「自助努力」で維持している。
- 従量制住民がこの「住民負担コスト」を知らないために不公平感が生じやすいため、広報で実態を周知してお互いの相互理解を促すべきである。
- 委託業務の仕事量に差があるため、保守管理の苦労度や水質実態に応じて委託料に反映させ還元する仕組みを整えれば、パターン②でも定額制側の納得が得られやすい。

【合意事項】

一律の比率をかけるパターン①は不公平感を広げるため除外し、これまでの経緯と整合性が高く、従量料金が別途上乘せされる構造も考慮して、「パターン②（従量・定額の基本料金を同額に揃える案）」をベースとして次の詳細シミュレーションに進むことで合意。

2. メーター使用料のあり方

現行のメーター使用料は、8年ごとの交換費用に対して実際の費用と2倍以上の開きがある。項目自体が全国的にも廃止の傾向にあるため、項目を廃止して基本料金に統合する。

【合意事項】

異議なしで承認。

3. 基本料金の設定方法（用途別基本料金と口径別基本料金）

現行の用途別料金（一般用・営業用・浴場及び工業用）は、同じ水量を使っても用途がただけで料金差（一般用より営業用の方が安くなる等の不条理）が生じるため、原因者負担の観点から全国標準である「口径別基本料金」へ移行する。

激変緩和策の提示

- 案①：最も比率の小さい県内自治体の口径別比率をそのまま採用（大口径の急激な負担増）。
- 案②：案①と現行料金の「差額の半分」を今回適用する段階的な案（大口径の上昇幅を緩和）。

【合意事項】

大口径を利用する一般家庭や、使用水量の少ない小規模事業者への急激な負担増を和らげるため、激変緩和を伴う「案②（段階的な移行）」を採用することで合意。合わせて、不要に大きい口径を実態に合わせて縮小する「口径のサイズダウン」の推奨・周知も進める。

4. 基本水量のあり方

基本水量の廃止は、1人暮らしの高齢者など少量使用者の二重負担増に繋がるほか、水の使用を過度に控える生活環境の悪化を招く実務上の課題がある。

【合意事項】

今回の改定では「現行の8立方メートルを維持」し、次回以降に段階的に見直すことで全員合意。

テーマ④：水道利用者への広報

- 審議会の様子を広報「久万高原」9月号等に掲載し、概要を町ホームページへ掲載。
- 改定案がまとまった段階で住民意見を募るパブリックコメントを実施。
- 正式決定後、町内各地区での住民説明会を直接対面で開催。
- 広報やネットに馴染みのない世帯や町外の利用者を漏らさないため、検針の際に「検針員が各家庭に直接お知らせビラを配布」する丁寧な広報を徹底する。

【合意事項】

事務局提案に沿い、審議会で出た様々な町民理解の意見を十分に反映させた多角的な広報を実施することで合意。

今後の予定

第3回審議会

日 時：令和8年10月2日（金）13時～

場 所：久万高原町民館

審議内容：今回合意を得た条件に基づき、事務局にてシミュレーションを行い、具体的な料金体系を提示、審議を行う。

※本書に記載の改定率、改定後の額等は試算段階の目安であり、今後の審議により変わることがあります。